

民生委員の負担感およびバーンアウトの構造と規定要因**—高齢者への訪問活動に焦点をあてて—**

○ 全国社会福祉協議会 氏名 岸本 尚大 (009113)

和気 純子 (首都大学東京・001605)

民生委員 バーンアウト 共分散構造分析

1. 研究目的

民生委員は、生活の困りごとに関する相談を受ける役割、地域における問題を専門職につなげる役割などを持ち、訪問活動やサロンの運営、地域活動への参加などを通じて、これまでわが国の地域福祉の推進に重要な役割を担ってきた(全民児連 2017)。とりわけ、わが国は2016年10月1日に高齢化率27.3%を記録し(内閣府 2017)、独居高齢者のさらなる増加が予想される状況において、見守り活動を中心とした高齢者世帯を訪問する活動が一層重要になっている。民生委員はこのような活動に携わる重要な主体として、社会調査や見守り活動などを通して、高齢者の在宅生活を支えてきた(全民児連 2016)。しかし、今日の高齢化率の進展や無縁社会化に伴い訪問回数の絶対量が増加しており(厚生労働省 2017)、今後民生委員活動の本来業務であるこの活動が多忙化するおそれがある。民生委員の負担感の増大は、離任率の増加や充足率の低下、活動の質の低下につながり、「わが事・丸ごと「地域共生社会」(厚生労働省 2017)の実現の根本を揺るがす可能性があることから、民生委員の負担感の把握とその要因分析は喫緊の課題である(全民児 2016)。

しかし、民生委員に関する研究論文はもとより、民生委員の負担感に関する研究はほとんど見当たらず、先行研究の多くは負担感の定義や分析の枠組みが不明瞭なことに課題が残る。以上から、本研究では、民生委員活動の大きなウェイトを占める高齢者への訪問活動に焦点を当て、バーンアウトの枠組みにより民生委員の負担感の構造を実証的に明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

東京都A区の民生委員532人を調査対象者として、A役所福祉部、及びA区民生・児童委員協議会に研究の協力を得ながら質問紙調査を実施した。バーンアウトの尺度については田尾・久保(1996)による「情緒的消耗感」「脱人格化」「個人的達成感」の3次元で構成された「日本語版バーンアウト尺度」を使用した。

負担感を捉えるにあたり、久保(2007)を参考にして、バーンアウトに至る過程を「基本属性」「訪問活動における負担感」「バーンアウト」と整理したうえで仮説モデルを設定した。そして、回収数360件(回収率67.7%)のうち有効回答289件に対して、仮説モデルをもとに、共分散構造分析を主軸とした定量的な分析を行った。

3. 倫理的配慮

回答は強制されるものではないこと、無記名の調査であり個人が特定されることはないこと、データの管理は厳重に行うことなど、対象者が不利益を被ることのないよう倫理的配慮については文書および口頭にて説明した。なお、本研究における調査は、首都大学東京南大沢キャンパス研究安全倫理委員会の承認を得たうえで実施している。

4. 研究結果

はじめに「訪問活動における負担感」と「バーンアウト」について確証的因子分析を実施したところ、統計学的に採択可能であるモデル適合度が得られ、今後の分析で使用しても問題ないことが確認された。次に、「基本属性」「訪問活動における負担感」「バーンアウト」の関連性について、基礎的な分析を行った。そして、仮説モデルと基礎的な分析に基づき、共分散構造分析による仮説モデルの検討を行った。その結果、統計学的に十分な基準を満たすモデル適合度が得られ、モデルとして採択可能であることが確認された。

バーンアウトを最終的な目的変数とした場合、「訪問活動における負担感」に影響を及ぼす基本属性は、「年齢」「経験年数」「世帯構成（ひとり暮らし）」であった。また、バーンアウトに直接的に影響を及ぼす基本属性は、「引き受けた動機」のみであった。そして、「情緒的消耗感」と「脱人格化」には「協力依頼の時間的負荷による困難」「個別対応における困難」が影響しており、「個人的達成感」には「知識・研修不足による困難」が影響していることが明らかになった。

5. 考察

量的な負担感をもっともバーンアウトに大きな影響を与えることが明らかになったが、長期的な視点としては、民生委員が果たすべき役割と範囲について議論を深めること、短期的な視点としては、量的な負担を分散させることが重要であると考えられる。また、若年や経験の浅さなどの民生委員個人の属性は、活動におけるリスク要因になり得ることが明らかになった。個人の活動、そして制度の継続性を考える上でも、活動に負担感を抱きやすい属性をもつ民生委員の存在に着目し、支援の充実を図る必要があるだろう。さらに、就任する際の引き受けた動機が、基本属性として唯一「バーンアウト」に影響を及ぼしていたことから、従来の「予期せぬ依頼」（松崎 2014）により民生委員活動が開始されるのではなく、主体性をもって就任できる選任システムの検討が必要であると考えられる。

本研究は、これまで研究の積み重ねの少なかった民生委員活動の一側面に着目し、明確な枠組みのもと実証的な分析に基づいた負担感の検討を行ったことに意義がある。しかし、対象が限定的であったことや質問紙調査に基づく分析が中心であったこと、分析モデルにさらなる検討の余地があったことなど本研究には課題や限界が残り、民生委員活動の負担感について今後さらなる検討が必要であると考えられる。